○つくばみらい市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

平成１８年３月２７日

告示第１１７号

改正　平成１８年６月１９日告示第１４１号

平成２０年４月１日告示第６１号

平成２１年３月４日告示第１９号

平成２４年７月１２日告示第１３０号

平成２５年３月２９日告示第５８号

平成２６年３月３１日告示第６９号

令和２年４月２日告示第１０２号

令和３年３月３１日告示第６４号

令和４年３月３１日告示第６７号

　　　　　　　　　　　令和５年３月３１日告示第４８号

令和７年３月１９日告示第２５号

（趣旨）

第１条　この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費について補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、つくばみらい市補助金等交付規則（平成１８年つくばみらい市規則第３２号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する浄化槽であって、次のア及びイに該当するものをいう。

ア　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率９０パーセント以上、放流水のBODが１リットル当たり２０ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成４年１０月３０日付け衛浄第３４号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するもの

イ　社団法人全国浄化槽団体連合会及び社団法人茨城県水質保全協会で実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたもの

（２）　通常型浄化槽　浄化槽のうち、第３号から第５号までに該当しないものをいう。

（３）　窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽　浄化槽のうち、放流水のBODが１リットル当たり２０ミリグラム以下で、総窒素濃度が１リットル当たり２０ミリグラム以下又は総りん濃度が１リットル当たり１ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

（４）　高度窒素除去能力を有する高度処理浄化槽　浄化槽のうち、放流水の全窒素濃度が１０ミリグラム以下の能力を有するものをいう。

（５）　窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽　浄化槽のうち、放流水のBODが１リットル当たり１０ミリグラム以下で、総窒素濃度が１リットル当たり１０ミリグラム以下及び総りん濃度が１リットル当たり１ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

（６）　単独処理浄化槽　便所と連結してし尿のみを処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第６号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

（７）　くみ取り槽　し尿を貯留するために便器下に据え付けられた便槽であって、定期的に人力あるいは機械によってし尿がくみ取られ、廃棄物処理法第６条第１項の規定により定められた計画に従って市町村のし尿処理施設で処理されているものをいう。

（８）　転換　主に居住する用に供する建物に使用していた既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から、自主的に、若しくは建替又は増築等に伴い補助対象浄化槽へ転換することをいう。

（９）　宅内配管工事　転換に当たり、宅内配管として当該浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、桝の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管及び浄化槽からの放流水の敷地内処理装置までの放流管の設置に係る工事をいう。

（１０）　雨水貯留施設　敷地内に降った雨水を貯留する槽及び当該槽に貯留した雨水を利用するための設備をいう。

（１１）　転用工事　単独処理浄化槽から浄化槽への転換するに当たり、不用となった単独処理浄化槽を雨水貯留施設に転用するための工事をいう。

（平２０告示６１・平２４告示１３０・令３告示６４・一部改正・令４告示６７・令５告示４８・一部改正）

（補助事業）

第３条　この告示において補助金の交付の対象となる事業は、当該浄化槽の設置事業（以下「補助事業」という。）とし、別表第１に掲げる地域において、浄化槽を設置する者に対し、設置に要する費用を助成する事業をいう。

（補助対象者）

第４条　補助の対象者は、別表第１に掲げる地域において浄化槽を設置する者とする。ただし、牛久沼流域として市が指定する地域については、窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽、高度窒素除去能力を有する高度処理浄化槽、又は窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽を設置する者とし、それ以外の地域については、通常型浄化槽を設置する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象者としない。

（１）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に基づく確認の申請又は法第５条第１項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者

（２）　販売又は賃貸の目的で浄化槽付住居、店舗及び事業所等を建築する者

（３）　住居、店舗及び事業所等又は敷地を借りている者で、浄化槽設置に関して賃貸人の承諾が得られない者

（４）　市税を滞納している者

（５）　その他

（平２０告示６１・平２６告示６９・令３告示６４・一部改正・令４告示６７・令５告示４８・一部改正）

（補助金額）

第５条　補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第２又は別表第３の左欄に掲げる区分に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。なお、別表第２及び別表第３の該当要件は、別表第４のとおりとする。

２　既設の単独処理浄化槽の撤去を含めた浄化槽を設置する場合は、１２万円を限度として、既設のくみ取り槽の撤去を含めた浄化槽を設置する場合は、９万円を限度として、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用を補助する。この場合において、撤去に要する費用に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

３　転用工事に要する費用を、９万円を限度として補助する。この場合において、撤去に要する費用に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

４　宅内配管工事に要する費用を、３０万円を限度として補助する。この場合において、撤去に要する費用に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

（平２１告示１９・令２告示１０２・一部改正・令４告示６７・令５告示４８・一部改正）

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽設置事業費補助金交付申請書（様式第１号）及び計画書（様式第２号）を当該年度の９月１５日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、申請期限を別に定めることができる。

（補助金交付の決定）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第８条　前条により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するとき、又は補助事業を中止しようとするとき、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業の実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したとき、当該補助事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月１５日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第５号）及び完了届出書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、補助対象者から前条の規定による報告がなされたときは、当該事業について検査し、補助金交付の条件に適合すると認めたときは補助金交付の額を確定し浄化槽設置事業費補助金交付確定通知書（様式第７号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

（１）　不正の手段により補助金を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金交付の条件に違反したとき。

（補則）

第１３条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成１８年３月２７日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の伊奈町浄化槽設置事業費補助金交付要綱（平成１６年伊奈町告示第１４４号）又は谷和原村合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（平成１２年谷和原村告示第３１号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年告示第１４１号）

この告示は、公布の日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則（平成２０年告示第６１号）

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年告示第１９号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年告示第１３０号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年告示第５８号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年告示第６９号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（令和２年告示第１０２号）

この告示は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年告示第６４号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　　附　則（令和４年告示第６７号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

　　附　則（令和５年告示第４８号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条、第４条関係）

（平２０告示６１・平２５告示５８・令２告示１０２・一部改正）

|  |
| --- |
| 補助対象地域 |
| １　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の許可又は認可を受けた区域（以下「下水道認可区域」という。）以外の区域。ただし、下水道認可区域であっても、下水道の整備が７年以上見込まれないと認められる場合にあっては、この限りでない。  ２　農業集落排水処理施設の処理区域以外の区域  ３　コミニティ・プラントの処理区域以外の区域  ４　団地内に処理施設を有し、生活排水を処理している区域以外の区域  ５　その他特に市長が認める区域 |

別表第２（第５条関係）

（令３告示６４・全改・令４告示６７・一部改正）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 限度額 | |
| 通常型浄化槽 | ５人槽 | ３３２，０００円 |
| ６～７人槽 | ４１４，０００円 |
| ８～５０人槽 | ５４８，０００円 |
| 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽（第２条第３号に定める浄化槽） | ５人槽 | ３６０，０００円 |
| ６～７人槽 | ４６２，０００円 |
| ８～５０人槽 | ５８５，０００円 |
| 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽（第２条第４号に定める浄化槽） | ５人槽 | ４７４，０００円 |
| ６～７人槽 | ５７０，０００円 |
| ８～５０人槽 | ７２３，０００円 |
| 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽（第２条第５号に定める浄化槽） | ５人槽 | （新築）８２２，０００円  （転換）１，０７１，０００円 |
| ６～７人槽 | （新築）１，１１１，０００円  （転換）１，４２２，０００円 |
| ８～５０人槽 | （新築）１，５８５，０００円  （転換）１，９９６，０００円 |

別表第３（第５条関係）

（令３告示６４・全改・令４告示６７・全改）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 限度額 | |
| 通常浄化槽 | ５人槽 | １１２，０００円 |
| ６～７人槽 | １３８，０００円 |
| ８～５０人槽 | １８４，０００円 |
| 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型浄化槽（第２条第３号に定める浄化槽） | ５人槽 | １２０，０００円 |
| ６～７人槽 | １５４，０００円 |
| ８～５０人槽 | １９５，０００円 |
| 高度窒素除去能力を有する高度処理型浄化槽（第２条第４号に定める浄化槽） | ５人槽 | １５８，０００円 |
| ６～７人槽 | １９０，０００円 |
| ８～５０人槽 | ２４１，０００円 |
| 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型浄化槽（第２条第５号に定める浄化槽） | ５人槽 | １７６，０００円 |
| ６～７人槽 | ２３１，０００円 |
| ８～５０人槽 | ３２１，０００円 |

別表第４（第５条関係）

（令２告示１０２・追加）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 申請時における住居区域 | 申請時における生活排水の処理状況 | 補助金額 | |
| 別表第２ | 別表第３ |
| 改築 | 申請地と同じ場所 | 単独処理浄化槽・くみ取り槽 | ○ |  |
| 浄化槽 |  | ○ |
| 増築 | 申請地と同じ場所 |  |  | ○ |
| 転居又は転居に伴う改築 | 別表第１に掲げる地 | 単独処理浄化槽・くみ取り槽 | ○ |  |
| 浄化槽 |  | ○ |
| 下水道認可区域（ただし、下水道法第９条の規定により公示された下水道処理区域に限る。） | 下水道に接続（住居が集合住宅等の場合は浄化槽も含む） | ○ |  |
| 下水道に未接続 |  | ○ |
| 下水道認可区域（ただし、下水道の整備が未完了であるが、７年未満で完了することが見込まれる区域に限る。） | 単独処理浄化槽・くみ取り槽 | ○ |  |
| 浄化槽 |  | ○ |
| 農業集落排水処理施設の処理区域 | 農業集落排水に接続 | ○ |  |
| 農業集落排水に未接続 |  | ○ |
| コミニティ・プラントの処理区域 | コミニティ・プラントに接続 | ○ |  |
| コミニティ・プラントに未接続 |  | ○ |
| 他市町村 |  | ○ |  |